

医療法改正で美容医療クリニックのウェブサイトにも広告規制



— 詳細説明のないビフォーアフター写真や、治療効果に関する体験談の掲載は禁止されます —

美容医療サービスに関する相談で、ウェブサイトでの広告等が受診のきっかけというケースが多くみられます。これまで医療法の広告規制ではウェブサイトは対象外でしたが、医療法の改正により、美容医療サービスも含めた医療機関のウェブサイトにも、広告規制が課せられることとなりました。

☆幅広い情報を集め、十分検討した上で、施術を受けるか決めましょう
☆問題のある広告を掲載しているクリニックとは契約しないようにしましょう

☆広告と異なる契約を勧誘された場合には、安易にその場で契約しないようにしましょう

「広告規制のポイント」

△広告に該当するものの具体例▽

チラシ、パンフレット、ポスター、看板、新聞紙、雑誌その他の出版物、折込広告、テレビCM、ウェブサイト、メルマガ、Eメール等

△禁止される広告▽

■内容が虚偽にわたる広告(虚偽広告)

- (例) ・「絶対安全な手術です」
・「〇%の満足度」(データの根拠・調査方法を明確にしないもの)
・加工・修正した術前術後の写真等の掲載

■他の医療機関と比較して優良である旨の広告(比較優良広告)

- (例) ・「著名人も推薦しています」
・「日本一」・「最高」

■誇大な広告(誇大広告)

- (例) ・「顔面の〇〇術1カ所〇〇円」(適用条件がついているもの。小さな文字で注釈が付いているても常識的に考え見落とすであろうと判断できるもの)
・(活動実態のない団体による)「〇〇認定」
・伝聞や科学的根拠に乏しい情報の引用

■治療等の内容・効果に関する体験談

詳細説明のないビフォーアフター写真やイラスト(通常必要とされる治療内容、費用、主なりスク、副作用等に関する詳細な説明を付けている場合にはこれに当たらない)

■公序良俗に反する内容の広告

- (例) ・わいせつな図画を使用した広告
■品位を損ねる内容の広告
(例) ・「今なら〇円でキャンペーン実施中」
・「〇〇治療し放題プラン」
・「無料相談をされた方全員に〇〇をプレゼント」

医療機関のウェブサイトにも不適切な表示や表現を見つけたら、情報をお寄せください

「医療機関ネットパトロール相談室」

☎03・3293・9225

受付時間：平日(月～金)

午前10時～午後4時

同窓会応援します！

～河合第三小学校区 32歳の皆さんへ～

河合第三小学校区の同窓会を開催します。昭和61年4月2日～昭和62年4月1日生まれの方、ご参加ください！町外にお住まいの方などへも、ぜひお伝えください。

- ◇とき 平成30年8月11日(土・祝) 午後2時
◇ところ 河合第三小学校
◇幹事 片嶋 宏之、孤杉 公啓
田中 千晶、森嶋 慎太郎
山本 裕史

「そうだ、やっぱり河合で暮らそう！」

この取り組みは、街再生総合戦略(地方創生)に基づくものです。



◇問い合わせ 政策調整課 ☎内線214